

利用料金表一例1-1 特別養護老人ホーム 会津寿楽荘

令和4年10月1日～

【多床室 自己負担1割の場合】

要介護度	介護保険対象料金				介護保険対象外料金(自己負担分)				利用料金 月額:円 (30日換算)
	介護保険サービス費	各種加算合計額	処遇改善加算	ベースアップ等支援加算	介護保険負担限度額	食費	居住費	管理費	
	(月額:円)	(月額:円)	(月額:円)	(月額:円)	(月額:円)	(月額:円)	(月額:円)	(月額:円)	
要介護 1	573	81	1,628	314	非該当	1,445	855	500	91,062
					3段階②	1,360	370	500	73,962
					3段階①	650	370	500	52,662
					2段階	390	370	500	44,862
					1段階	300	0	500	31,062
要介護 2	641	81	1,798	347	非該当	1,445	855	500	93,304
					3段階②	1,360	370	500	76,204
					3段階①	650	370	500	54,904
					2段階	390	370	500	47,104
					1段階	300	0	500	33,304
要介護 3	712	81	1,975	381	非該当	1,445	855	500	95,645
					3段階②	1,360	370	500	78,545
					3段階①	650	370	500	57,245
					2段階	390	370	500	49,445
					1段階	300	0	500	35,645
要介護 4	780	81	2,144	413	非該当	1,445	855	500	97,887
					3段階②	1,360	370	500	80,787
					3段階①	650	370	500	59,487
					2段階	390	370	500	51,687
					1段階	300	0	500	37,887
要介護 5	847	81	2,311	445	非該当	1,445	855	500	100,096
					3段階②	1,360	370	500	82,996
					3段階①	650	370	500	61,696
					2段階	390	370	500	53,896
					1段階	300	0	500	40,096

各種加算内訳(①～⑦ 体制加算 ⑧随時加算)

①精神科医加算 (月額:円)	②日常生活継続支援加算 (月額:円)	③夜間職員配置加算 (月額:円)	④看護体制加算Ⅰ (月額:円)	⑤看護体制加算Ⅱ (月額:円)
5	36	16	4	8
⑥処遇改善加算 ※別記	⑦ベースアップ等 支援加算 ※別記	⑧個別リハビリ加算 (月額:円)		
8.30%	1.60%	12		

注1: 処遇改善加算について・・(介護保険サービス費+各種加算合計額)×8.3%が加算されます。

注2: ベースアップ加算について・・(介護保険サービス費+各種加算合計額)×1.6%が加算されます。

利用料金表一例1-2 特別養護老人ホーム 会津寿楽荘

令和4年10月1日～

【多床室 自己負担2割の場合】

要介護度	介護保険対象料金				介護保険対象外料金(自己負担分)			利用料金 月額:円 (30日換算)
	介護保険サービス費	各種加算合計額	処遇改善加算	ベースアップ等支援加算	食費	居住費	管理費	
	(月額:円)	(月額:円)	(月額:円)		(月額:円)	(月額:円)	(月額:円)	
要介護 1	1,146	162	3,257	628	1,445	855	500	112,625
要介護 2	1,282	162	3,596	694	1,445	855	500	117,109
要介護 3	1,424	162	3,949	762	1,445	855	500	121,790
要介護 4	1,560	162	4,288	826	1,445	855	500	126,274
要介護 5	1,694	162	4,621	890	1,445	855	500	130,692

各種加算内訳 (①～⑦ 体制加算 ⑧随時加算)

①精神科医加算 (月額:円)	②日常生活継続支援加算 (月額:円)	③夜間職員配置加算 (月額:円)	④看護体制加算Ⅰ (月額:円)	⑤看護体制加算Ⅱ (月額:円)
10	72	32	8	16
⑥処遇改善加算 ※別記	⑦ベースアップ等支援加算 ※別記	⑧個別リハビリ加算 (月額:円)		
8.30%	1.60%	24		

利用料金表一例1-3 特別養護老人ホーム 会津寿楽荘

令和4年10月1日～

【多床室 自己負担3割の場合】

要介護度	介護保険対象料金				介護保険対象外料金(自己負担分)			利用料金 月額:円 (30日換算)
	介護保険サービス費	各種加算合計額	処遇改善加算	ベースアップ等支援加算	食費	居住費	管理費	
	(月額:円)	(月額:円)	(月額:円)		(月額:円)	(月額:円)	(月額:円)	
要介護 1	1,719	243	4,885	942	1,445	855	500	134,187
要介護 2	1,923	243	5,393	1041	1,445	855	500	140,913
要介護 3	2,136	243	5,924	1143	1,445	855	500	147,936
要介護 4	2,340	243	6,432	1239	1,445	855	500	154,662
要介護 5	2,541	243	6,932	1335	1,445	855	500	161,288

各種加算内訳 (①～⑦ 体制加算 ⑧随時加算)

①精神科医加算 (月額:円)	②日常生活継続支援加算 (月額:円)	③夜間職員配置加算 (月額:円)	④看護体制加算Ⅰ (月額:円)	⑤看護体制加算Ⅱ (月額:円)
15	108	48	12	24
⑥処遇改善加算 ※別記	⑦ベースアップ等支援加算 ※別記	⑧個別リハビリ加算 (月額:円)		
8.30%	1.60%	36		

◎介護保険利用者自己負担割合について

介護保険の利用者は、費用の一部を負担してサービスを利用します。負担割合は、前年の所得に応じて決定され一定以上の所得がある方は2割または3割、それ以外の方は1割です。

	自己負担割合
年金収入等340万円以上(合計所得金額220万円以上)	3割
年金収入等280万円以上(合計所得金額160万円以上)	2割
年金収入等280万円未満(合計所得金額160万円未満)	1割

◎介護保険負担限度額について

定められた条件を満たすことで、介護保険施設を利用する際に支払う居住費と食費を軽減できる制度です。

利用者負担段階	対象者		
第1段階	生活保護受給者		
第2段階	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が住民税非課税	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額80万円以下	かつ、預貯金等の合計が650万円(夫婦は1,650万円)以下
第3段階①		本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額80万円超120万円以下	かつ、預貯金等の合計が550万円(夫婦は1,550万円)以下
第3段階②		本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額120万円超	かつ、預貯金等の合計が500万円(夫婦は1,500万円)以下
第4段階(非該当)	上記以外の方		

※年金収入額には老齢年金などの課税年金だけでなく、非課税年金(遺族年金、障害年金)も含む。

◎高額介護サービス費について

介護サービスを利用する場合に支払った利用者負担には月々の負担の上限額が設定されています。

1カ月に支払った利用者負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が払い戻される制度です。

区 分		負担の上限額(月額)
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上		140,100円(世帯)
課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満		93,000円(世帯)
市町村民税課税～課税所得380万円(年収約779万円)未満		44,000円(世帯)
世帯全員が市町村民税非課税		24,600円(世帯)
世帯全員が市町村民税非課税	前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	24,600円(世帯)
		15,000円(個人)
生活保護を受給している方等		15,000円(世帯)